

静岡県告示第642号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年9月20日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年9月20日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
吉田大東線	牧之原市勝間字四反田 647 番の 23 から 牧之原市勝間字四反田 656 番の 2 地先まで	令和4年9月20日